

伊根町空家等対策計画

伊 根 町

令和 8 年 3 月

目 次

第1章 空家等対策計画とは

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の役割

第3節 計画の対象地区

第4節 計画の期間

第5節 空家等の定義

第2章 空家等の現状と課題

第1節 現状

第2節 要因と背景

第3節 空家等から生じる問題

第3章 空家等の対策

第1節 基本的な考え方

第2節 具体的な対策

第3節 総合的な空家等対策の推進

参考資料

空家等対策の推進に関する特別措置法

第 1 章 空家等対策計画とは

第 1 節 計画策定の趣旨

「伊根町空家等対策計画」は、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日号外法律第127号。以下「法」という。）」第6条第1項に基づき、国の基本指針に即し、本町の空家等の問題を解決するために、定めるものである。

本計画は法同条第2項に規定する事項を定め、空家等の対策に総合的かつ計画的に取り組む、第6次伊根町総合計画に掲げるまちづくりに寄与するものである。

第 2 節 計画の役割

適切な管理が行われていない空家等がもたらす問題を解決するには、「空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と法第5条に規定されているように、第一義的には空家等の所有者等が、自らの責任により適切に対応することが前提である。

しかしながら、所有者等では対応できない事由により、管理されていない空家が生じており、そのまま放置され続けた場合、今後の町民生活にも影響を及ぼしかねない。

そのため本計画では、中長期的な方針を示し、町が取り組む空家等の対策の範囲や責務を明確にするものである。

第 3 節 計画の対象地区

本計画の対象地区は、伊根町全域とする。

第 4 節 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。なお、計画の期間中であっても、税制改正など、社会情勢の変化に対して柔軟かつ適切な対応を行うこととする。

第 5 節 空家等の定義

(1) 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの（原則として1年以上）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 管理不全空家等

適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある空家等

(3) 特定空家等

次のいずれかに該当する空家等を特定空家等とする。

- ・現状のままで放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある、又は有害となっている状態
- ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第2章 空家等の現状と課題

第1節 現状

住宅・土地統計調査による全国及び京都府の空家等の現状は次のとおりである。

なお、住宅・土地統計調査結果は、人口1万5千人以上の市町村のみを公表しており、伊根町の統計結果は公表されていないため、町独自の実態調査を行っている。

(1) 住宅数及び空家数

令和5年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数は約6,504万7千戸と5年前の平成30年と比べ約263万9千戸(4.2%)増加し、空家数も約900万2千戸と、約51万3千戸(6%)増加している。なお、空家率は13.8%と過去最高となっている。

また、京都府では、住宅総数が約137万2千戸と5年前と比べると約3万4千戸(2.5%)増加し、空家数は約180千戸と約8千戸(4.7%)増加している。空家率は13.1%で5年前と比べると0.7ポイント増加している。

表1 令和5年住宅・土地統計調査の概要

	住宅総数		
	住宅数(A)	空家数(B)	空家率(C=B/A)
全国	65,047 (千戸)	9,002 (千戸)	13.8 (%)
京都府	1,372 (千戸)	180 (千戸)	13.1 (%)

(2) 伊根町での実態状況調査

令和5年度、現状把握のため、区長を通じ外観調査により空家となっている物件の把握を行った結果、町内で合計225件が空家等であると確認した。

実態状況調査をもとに、法に基づき固定資産税課税台帳等の情報から所有者等の確認を行った。結果は次のとおりであった。

所有者確認ができたもの	195件
所有者確認ができなかったもの	30件

また、実態調査後に空家所有者に対して、空き家バンク登録の意向アンケートを実施した。アンケートで登録に「協力できる」と回答があった所有者を対象に空き家バンク登録サポート※を実施し、計4件の物件が空き家バンク登録に結びついた。

※「空き家バンク登録サポート」…所有者の負担軽減支援として、空き家バンク登録事務手続きを町が選定した事業者に委託して実施した。(支援内容:「空き家バンク」登録カードの作成、間取り図の作成、外観内観写真の撮影)

第2節 要因と背景

空家等が発生し、長期化している要因や背景は次のものが考えられる。

(1) 所有者

- ・所有者が都市部に転出し、遠方に住んでいるため住宅の管理が困難である。
- ・所有者死亡後の相続登記ができていない。所有者が明確でない。
- ・権利関係が複雑化している。管理者が明確でない(所有者が複数)
- ・空家が未登記家屋であり、課税担当課も免税点以下の物件のため追跡調査をしておらず、所有者の特定ができない。
- ・家や地域に愛着がなく管理者としての意識が乏しい。
- ・活用や除却の意向がない。
- ・他人に売却、賃貸借することへの抵抗感がある。
- ・相談先や、活用の仕方がわからない。
- ・改修、除却費用の負担が大きい。

(2) 地域

- ・空家の取組み等に対して無関心である。
- ・保守的、排他的な心情をもつ方が多い。

(3) 流通

- ・町内に不動産事業者が開業し、売買実績が増えつつある。
- ・基本性能・躯体に対する不安、不満がある。
- ・情報が不足している。
- ・リフォームの際のコストが高い。

(4) その他

- ・行政には、個人資産（空家）への調査、対応等の介入の限界がある。
- ・空家を除却し空地にすると、住宅用地特例が適用されなくなり固定資産税が上がる場合があるため、除却に抵抗がある。

【参考】 固定資産税の住宅用地の特例

表：固定資産税の住宅用地の特例率

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例率
		固定資産税
小規模住宅用地	面積が 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える場合は 1 戸当たり 200 ㎡までの部分）	1/6
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	1/3

第3節 空家等から生じる問題

空家等の発生により、次のような問題が生じている。これを解決するためには、空家の抑制・活用・管理の適正化を進めることが課題となる。

(1) 防災・防犯上の不安

管理者不在による放置物件のため、不審者の出入りや不審火等の不安が大きい。

(2) 周辺環境の悪化

空家等の敷地に雑草・立木が生い茂り、動物や害虫のすみかとなったり、ごみ等が不法投棄されやすくなる。

(3) 景観の悪化

管理不全の空家等の存在により、まちなみ、景観を悪化させている。

(4) 倒壊などによる事故の懸念

強風、積雪や地震などにより、事故が起きる危険性が高い。

第3章 空家等の対策

第1節 基本的な考え方

本町の空家等の状況や課題を踏まえ、その対策を総合的かつ計画的に実施するため、次の基本的な考え方を示す。

1. 基本理念

第6次伊根町総合計画に掲げる「みんなで創る ええまち」の実現に向けて空家等の対策に取り組む。

また、国の重要伝統的建造物群保存地区（以降、「伝建地区」とする。）の選定を受けている伊根浦については、伝統的建造物群保存地区制度の趣旨を尊重した上で対策に取り組むこととする。

2. 基本方針

空家等の対策を実施していくためには、居住から土地活用までのそれぞれの段階に応じた効果的な対策をとることが必要であり、空家等にさせない【**予防対策の推進**】、空家等は資源【**利活用の促進**】、放置された危険な空家等に対応【**適正な管理の推進**】を3つの柱としてその施策を示す。

空家等は今後増加が予想されることから、活用や除却よりもまずは、空家等にしないという予防対策を進める。

第2節 具体的な対策

1. 予防対策の推進

令和2年国勢調査によると本町では総世帯のうち単身世帯は約33%にのぼり、そのうち65歳以上の単身世帯の割合は約64%になっている。

今後も人口減少や少子高齢化の進行により、空家等は増加していくことが予想されるため、現に存在する空家等について対策を講じることと併せ、新たな空家等の発生を抑制することが重要であり、居住中の段階から次の取組みを進める。

R2 国勢調査

総世帯	849世帯
単身世帯	284世帯
65歳以上の単身世帯	181世帯

▶1-1 町民意識の醸成・啓発

空家等の対策を進めるには、空家等についての意識を広く町民の間で醸成することが必要となる。

とりわけ、所有者にとっては空家等とすることで周辺に迷惑を及ぼしかねないこと、地域にとっては空家等の増加によって防災や防犯等の面で地域に不安が生じるおそれがあることなど、空家等に関する問題意識を高めることが重要となる。これにより空家等の発生抑制につながるものと考えられる。

このため、関連団体、地域等と連携し、啓発資料の配布等、様々な手段や機会を通じて、空家等の所有者及び町民に対する周知・啓発を行う。

【伝建地区】重伝建に選定されている地域であることの周知・啓発を行い、建物の維持、管理の意識を高める。

▶1-2 住宅の良質化の推進

住まいとしての規模や機能に不具合があると、住み続けることや住み継ぐことが困難となり、空家等を生み出す要因のひとつになっている。

このため、既存住宅の良質化を推進することが、将来的な空家化の抑制にも繋がるため、耐震化支援等により質の向上の促進に努める。

【伝建地区】伝建補助金を活用し、外観補修に対する支援を積極的に行い、伝建地区・建物として維持、保存する。

2. 利活用の促進

空家等の活用のための流通を促すことが必要である。

また、管理不全空家等の解消を促すとともに空家等の除去跡地を管理不十分な未利用地のまま放置させず、地域ごとの実状や現場での実効性を踏まえ、土地の有効的な利活用を模索する。

【伝建地区】伝建地区における空き家の流通に関しては、伝建制度への理解を求め、建物の維持・保存を前提とした活用を行うこととする。

▶2-1 空家等活用への支援とさらなる需要喚起のための取組み

「田舎暮らしがしたい」「自然豊かな地域で暮らしたい」など本町では、移住を目的とした空家等の活用に一定の需要が見込める。町の人口減少が進行するなか、移住対策と兼ね合わせた施策の検討が必要だと考えられる。

すでに取組みを進めている「空き家バンク」は充実を図り、内外への情報提供を行い空家への定住を促進する。

【伝建地区】舟屋物件については、取得したいというニーズがあるものの、賃貸・売買してもよいという物件は少ない。

▶2-2 空家等活用への支援

空家等には様々な価値や活用法があるため、住宅用途のほか、新たな地域拠点や店舗等として活用することで、地域の活性化につながることも考えられる。

したがって、関係団体・地域等が行う空家等の活用を促進し、改修等の補助事業を積極的に推進する。

▶2-3 所有者による自主的除却の促進

空家等の除却については、空家等の所有者又は管理者の責務において適切に行われるべきものである。

町は、法に基づく助言・指導等を通じて、自主的な除却又は適正管理を促すものとする。

【伝建地区】伝建物については、原則除却できない。伝建制度のもと維持・保存の施策を推進する。

▶2-4 地域等による活用

空家等の除却跡地を、地域コミュニティ等の広場等として共同利用・管理する場合には空家等の除去に加え、跡地の整備や運営等を一括して支援する仕組みを検討する。

その際、跡地の利活用方法については、地域のニーズを踏まえて柔軟に対応するものとし、地域の活性化のために供されるものとなるよう指導・助言する。

▶2-5 様々な利用の検討

利活用の進まない未利用地については、土地所有者や関係者等の協力等、官民協働で住環境の整備、定住促進、商業・業務系等の利活用を図る。

▶2-6 空家等活用促進区域の設定

町は、歴史的景観の保全と空家等の適正な活用を両立させるため、必要に応じて空家等活用促進区域の設定を検討する。

特に、伊根浦重要伝統的建造物群保存地区においては、伝統的建造物の保存を最優先としつつ、地域の居住機能及び観光機能の維持・向上に資する活用を促進する観点から、区域設定の可能性について検討する。

本区域における活用は、歴史的景観の維持及び建造物の保存を前提とするものであり、活用を目的として伝統的建造物の除却を認める趣旨ではない。

区域内においては、関係法令との整合を図りながら、既存建築物の活用に係る制度の適切な運用、関係行政庁との協議及び専門家との連携等を通じ、空家等の円滑な活用を支援する。

なお、建築基準法その他関係法令の適用については、法令の定めに基づき適切に判

断するものとする。

【伝建地区】重要伝統的建造物群保存地区との整合を図りつつ、伝統的建造物の保存を前提とした活用を行う。

3. 適正な管理の推進

適切な管理が行われていない空家等は、その建物自体の老朽化を招くだけでなく、防災、防犯、衛生、景観などの面において周辺環境に悪影響を生じさせる。

そのような管理不全空家等は、基本的には所有者等自らの意思による改善を促すものとするが、速やかに適正な対応が行われないと判断した場合は、法の規定を踏まえ、個々の事案ごとに必要な措置を行う。

なお、特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の実施については、伊根町特定空家等認定審査委員会において審査する。

▶3-1 空家等の調査

空家等管理活用支援法人※1から空家等の情報提供を受け、空家情報管理システム※2に登録することにより、町内の空家等の分布状況を把握するとともに、管理不全空家等には、現地確認や立入調査を行い、助言・指導等により所有者に適正な管理を促すため、所有者等の確認調査を行う。

※1 空家等管理活用支援法人…法の規定により町長が指定する空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行う法人のこと。

※2 空家情報管理システム …町内の空家の位置、状態、所有者等の物件情報を一元管理するデータベース。

(1) 現地調査、立入調査

住民からの相談・通報等により、管理不全空家等については、町において現地調査を行い、必要に応じて法第9条に基づき、立ち入り調査を実施する。

なお、法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者に対しては、法第30条第2項に基づき、過料に係る手続きを講ずることがある。

(2) 所有者等の確認

当該空家等の近隣住民や関係者等から情報収集を行う。

また、法第10条に基づき、固定資産課税台帳・水栓台帳など町が保有する情報を利用し事実確認を行う。その情報で所有者が確定できない場合は、関係地方公共団体に対して情報提供を求め所有者を特定し、所有者が死亡等の場合は相続人を確認する。

調査結果に基づき、所有者等を確定し、該当者には法第12条における現況・苦

情等の内容・法律の趣旨・各種制度の紹介等の情報の提供や助言等を行う。

▶3-2 特定空家等の基準及び判断

特定空家等については、その空家等が周辺へ悪影響を及ぼしている状態又はそのまま放置した場合に周辺へ悪影響を及ぼすおそれのある場合等、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否かを見極める必要があるため、『伊根町空家等及び特定空家等の対応にかかる要領』を定め、客観的に判断する。

▶3-3 特定空家等に対する措置

特定空家等は、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであり、町長は地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境保全を図るために必要な措置を講ずる。

ただし、それぞれの措置に係る期間は、所有者等による措置の状況を見定めながら個別に判断する。

(1) 助言・指導

町長は法第22条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、自らの意思による改善を促すため、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行う。

(2) 勧告

特定空家等の所有者等に対して、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、町長は法第22条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な相当の猶予期限を設けて、措置を講ずるよう文書により勧告を行う。

その際、地方税法の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地については、固定資産税の住宅用地の特例対象から除外する。

(3) 命令

町長は法第22条第3項の規定に基づき、上記の勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を設けて、その勧告に係る措置をとるよう文書により命令を行う。

(4) 過料

町長は法第30条に基づき、第22条第3項の規定による命令に違反した者は必要に応じて過料に係る手続きを講ずる。

(5) 行政代執行

町長は法第 22 条第 3 項による命令を行っても改善が見られない場合は、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、所有者等に代わり、当該特定空家等の除却等必要な措置を講ずるものとし、この措置に要した費用については、当該所有者等に請求する。また、所有者等が確知できない場合は、法第 22 条第 10 項に基づき、必要な公告を行った上で町長自ら当該特定空家等の除却等必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 総合的な空家等対策の推進

1. 実施体制の整備

空家等対策について、住民からの相談に一元的かつ適切に対応するため、次の実施体制を構築する。

▶1-1 相談窓口

空家等に関する相談については、空家等管理活用支援法人を一次相談窓口とし、所有者等からの相談に対して、専門家及び関係事業者と連携したワンストップ対応を行う。

なお、法に基づく行政措置及び特定空家等に関する判断等については、町が責任をもって対応する。

支援法人との役割分担を明確にし、個人情報の適正な管理及び情報共有を適切に行う。

▶1-2 実施体制

特定空家等の一連の措置の実施については、伊根町特定空家等認定審査委員会により、適正に対応する。

状況に応じては、京都府、警察、消防等とも情報共有を図り、連携した対策を講じる。

2. 計画の推進

空家等がもたらす様々な問題を、効果的かつ効率的に改善するため、空家等の所有者や関係者等の協力等、多様な連携のもと、本計画の推進を図り、第 6 次伊根町総合計画に掲げる「みんなで創る ええまち」の実現を目指す。

資 料

空家等対策の推進に関する特別措置法

〔平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号〕

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(国の責務)

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その

他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(空家等の所有者等の責務)

第五条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本指針)

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
- 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- 二 計画期間
- 三 空家等の調査に関する事項
- 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
- 六 特定空家等に対する措置（第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第

- 二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項
- 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域（以下「空家等活用促進区域」という。）並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針（以下「空家等活用促進指針」という。）に関する事項を定めることができる。
- 一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途（第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。）に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物（空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。）又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。）について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項（第一号に係る部分に限る。次項

において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。

6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。

9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。

10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁

は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。

1 1 空家等対策計画（第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。）は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。

1 2 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

1 3 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

1 4 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

（協議会）

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二章 空家等の調査

（立入調査等）

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第二十二條第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示

す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等（以下「管理不全空家等」という。）の所有者等に対し、基本指針（第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指

導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等（敷地を除く。）につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。

- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画作成市町村（以下「計画作成市町村」という。）の長は、空家等活用促進区域内の空家等（第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。）について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

- 2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画（敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画（用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。）が第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件（以下この条において「特例適用要件」という。）に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域（市街化調整区域に該当する区域に限る。）内の空家等に該当する建築物（都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。）について、当該建築物を誘導用途に供するため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可（いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。）を求められたときは、第七条第八項の協議の結

果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

（地方住宅供給公社の業務の特例）

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第十九条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務）

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

（独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助）

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）

- をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置

を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 1 2 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 1 3 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 4 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 5 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 6 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 7 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

（空家等管理活用支援法人の指定）

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所

及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。

- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

- 2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報（以下この項及び次項において「所有者等関連情

報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八章 罰則

第三十条 第二十二條第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九條第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九條第二項から第五項まで、第十四條及び第十六條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

- 2 新法第二十二條第十項及び第十二項(同條第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二條第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四條第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。
- 3 新法第二十二條第十一項及び第十二項(同條第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同條第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四條第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。